

混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの公表資料案に対する意見募集に寄せられたご意見・質問等と本機関回答

No.	ページ	章, 節, 項番号 又は別紙番号	ご意見・質問等	本機関回答
1.	全般	—	全体的に事業者側に大きな負担を強いるのみの制度と読み取れるので、この制度が活用されるかとも疑問に感じます。活用事例の数を考慮して数年毎に運用方法を見直してもらえないでしょうか。	<p>混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス(以下、「混雑緩和プロセス」といいます。)は、これまで国や本機関が検討・導入してきた仕組みの一部を補完するプロセスになります。</p> <p>過去、再エネの大量導入による系統増強工事の大規模化や長期化により、系統アクセスにおける発電事業者の負担が大きくなるなど再エネ拡大の課題となりました。これを解消するため、系統増強をせずに接続できるノンファーム型接続を2021年1月以降順次導入しています(ローカル系統については2023年4月以降)。これにより、発電事業者は系統アクセス時の系統増強を回避でき、系統増強は原則一般送配電事業者が費用便益評価を行い、判断・実施する仕組みに移行しています。</p> <p>今般の混雑緩和プロセスは、費用便益評価の結果、増強とならない系統において、原則外の対応として、発電事業者が費用負担することを前提に実施する仕組みとして導入するものです。このため本来、多くの活用が見込まれるものではない点について制度主旨ご理解ください。</p> <p>混雑緩和プロセスの目的や検討の経緯については資源エネルギー庁の「第52回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(資料2)」において議論しておりますのでご参照ください。</p>
2.	P. 1	1. 1 混雑緩和プロセスとは	費用便益の実際の詳細な評価方法については公表(開示)するとともに、具体的にどの程度の出力制御率があれば増強されるかの情報(詳細な事例)の公表(開示)もお願いできないでしょうか。今後、B/C 評価は出力制御が発生する箇所では全箇所で行うと検討を実施するかと考えて良いでしょうか。また、検討結果は全て公表されると考えて良いでしょうか。	<p>一般送配電事業者及び配電事業者が公表する情報は、「系統情報の公表の考え方(資源エネルギー庁)」のガイドラインに基づく対応が基本となります。同ガイドラインにおいて、送電線・変圧器の投資・廃止計画については一般送配電事業者及び配電事業者が公開する情報として定められています。同ガイドラインに基づく費用便益評価により増強実施の判断がなされたローカル系統については、その投資計画が公開されることとなっております。</p>
3.	P. 1	1. 1 混雑緩和プロセスとは	基幹・ローカル系統共にB/C 評価は、現在の第一規制期間では実際行われているのか。またB/C 評価を第二規制期間から行うのであれば、レベニューキャップ審査期間のいつ、どのタイミングで行われるのか。また、評価内容は料金制度専門会合などで公表され議論されるのか。B/C 評価の結果も投資計画の有無と共に各一般送配電事業者のホームページ等で変電所・送電線ごとに公表することも検討いただきたい。	<p>同ガイドラインに基づく対応において、全てのB/C 評価結果が公表される状況ではない認識ですが、資源エネルギー庁の審議会(系統ワーキンググループ)等においても、ローカル系統の混雑情報公表に関して継続した議論が実施されております。</p> <p>また、一般送配電事業者が行う費用便益評価については、「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針(資源エネルギー庁)」のガイドラインに基づき、レベニューキャップ制度下における増強規律として整理されております。</p>
4.	P. 2	1. 2 混雑緩和プロセスに参加できる電源	混雑緩和プロセスの申込は連系済みの電源に限定されているが、計画中の発電所が連系することにより多大な出力制御が発生することが想定される場合、増強の蓋然性が見通せない保証金を必要とする契約申込には進めることができず、結果として本プロセスを開始することができない。以上より、混雑緩和プロセスの申込ができる要件から契約申込済みであることを外していただきたい。	<p>混雑緩和プロセスの制度主旨や経緯についてはNo. 1回答の通りとなります。</p> <p>制度主旨や経緯を踏まえて、本機関の「広域系統整備委員会(第69回、資料2)」において、混雑緩和プロセスの対象をノンファーム型接続による連系契約を有する発電事業者と整理しております。</p>
5.	P. 2	1. 2 混雑緩和プロセスに参加できる電源	混雑緩和プロセスには既設電源の参加も認められているが、プロジェクトファイナンスを活用している電源(再エネ電源の大多数)に関しては混雑緩和プロセスでの追加負担をレンダーが承認するとは考えづらい。そのため、実際には既設電源の参加は非常に限定的と考えられる。	

No.	ページ	章, 節, 項番号 又は別紙番号	ご意見・質問等	本機関回答
6.	P. 2	1. 2 混雑緩和プロセスに参加できる電源	混雑が発生しているローカル系統に既に連系済の電源も混雑緩和プロセスを提起可能という理解で正しいでしょうか？	ご認識の通り、既に連系済みの電源(連系承諾の通知を受けている未連系電源を含む)が対象となります。 一方で、連系承諾を受けていない電源については対象外となりますのでご注意ください。
7.	P. 3	1. 3 混雑緩和プロセスが適用できる送電系統	「混雑緩和希望者が混雑緩和プロセスを提起できる送電系統は、混雑実績のあるローカル系統とする」と記載があり、現状混雑なしの系統に計画中の発電所が連系した場合に明らかに多大な出力制御が想定される場合、現時点では混雑実績が発生していないので混雑緩和プロセスを開始することができない。また、ノンファーム適用以降はノンファーム適用設備に対する一括検討プロセスも開始できないため、結果として発電所の新規計画を断念せざるを得ない状況となる。さらにプッシュ型の系統整備についても増強可否がタイムリーに検討されず、新規電源開発の大きな障壁となっている。以上を踏まえ本プロセスの開始要件から「混雑実績があること」は外していただきたい。	混雑緩和プロセスの制度主旨や経緯についてはNo. 1回答の通りとなります。 制度主旨や経緯を踏まえて、本機関の「広域系統整備委員会(第69回、資料2)」において、混雑緩和プロセスの対象を系統混雑が生じているローカル系統と整理しております。
8.	P. 3	1. 3 混雑緩和プロセスが適用できる送電系統	本プロセスは適用できる送電系統をローカル系統に限っているが、洋上風力等大規模再生可能エネルギーの連系に当たっては、ローカル系統のみならず接続先基幹系統の増強も必要となる場合が考えられる。 基幹系統の増強に当たっては「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強 及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」(以下指針とする)が公表されており、費用負担の考え方が説明されている。基幹系統の増強については一般負担を原則としながらも、指針の p.9 において「特定の電源からの送電を目的として増強等がされる場合であって、特定の電源からの送電のみを目的として運用される部分は、明確に受益の特定が可能であることから、このような場合は、例外として、基幹系統以外と同様の評価により一般負担額、特定負担額を算出することとする。」と説明されている。 本プロセスの考え方を基幹系統に拡大することにより、特定負担を特定電源の設置者とした上で進めることが可能と考えられるため、検討願いたい。 なお、指針において適用対象外として、「広域機関が費用便益評価を行い策定するマスタープランに基づき、基幹系統を構成する送変電等設備の増強等を行う場合は、受益者となる発電等設備設置者を特定しないこと」となっているが、マスタープランによる増強等計画は、電源計画が先か系統増強が先かの議論となり、民間主導の電源開発にはそぐわないため、本プロセスの考え方(電源開発側キックのプロセス始動)を基幹系統にまで拡大することは、指針の考えにも整合し、再生可能エネルギーの普及を後押しするものとする。	混雑緩和プロセスに関しては、ローカル系統を対象とした、ローカルノンファーム導入後の混雑緩和スキームとして、資源エネルギー庁の「再生可能エネルギー大量導入・次世代ネットワーク小委員会(第45回、資料1)」において、検討の必要性が提案されたものとなります。 基幹系統の増強については、参考情報として、経済産業省の「電力・ガス基本政策小委員会(第70回、資料11)」において、基幹系統の系統増強の考え方と費用便益評価(B/C)に関する記載がございます。

No.	ページ	章, 節, 項番号 又は別紙番号	ご意見・質問等	本機関回答
9.	P. 4	1. 5 混雑緩和プロセスにおける増強工事について	<p>「混雑緩和プロセス適用可能システムを運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和プロセスにおいて増強工事の対象を選定するに当たり、効率的な設備形成を志向して、個別の系統状況や混雑状況等を勘案しつつ、検討した案のうち、費用便益評価(B/C)が高い増強規模及び増強区間を選定することを基本とする。」</p> <p>とあるが、一方で、増強費用は混雑緩和希望者の特定負担を基本とするため、増強範囲が混雑緩和希望者の想定以上の規模となる場合には、混雑緩和希望者に過度な負担を強いることとなり、結果、混雑緩和プロセスの開始に至らないケースが頻出すると考えられる。一般送配電事業者は検討した複数の案を全て混雑緩和希望者に提示した上で、混雑緩和希望者と協議の上で増強規模・区間を決定すべきではないか。</p>	<p>混雑緩和プロセスの制度主旨や経緯についてはNo. 1回答の通りとなり、制度主旨や経緯を踏まえて、具体的な増強工事の選定に関する整理をしております。</p> <p>各区間の増強規模については費用便益評価(B/C)に基づき一般送配電事業者及び配電事業者が選定することとなりますが、増強区間に関しては、事前照会回答において提示された増強区間(概要検討に申込可能な区間)の中から、混雑緩和希望者が希望する区間を選択して概要検討申込みを行い、検討を実施することとなります(公表資料 4. 1(1)参照)。</p>
10.	P. 5	1. 7 混雑緩和プロセスの留意事項	<p>プロセス後(増強後)に他者が受益を得る場合は、過去のB/C評価に他者が接続した場合で再評価をして、B/C>1となる場合は負担金を還付する仕組みにしてもらえないでしょうか。再評価については増強工事完了から数年間(5年間程度)で設定してもらえないでしょうか。</p>	<p>混雑緩和プロセスの制度主旨や経緯についてはNo. 1回答の通りとなります。</p> <p>制度主旨や経緯を踏まえて、混雑緩和プロセスにおける費用負担に関して、資源エネルギー庁の「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第52回、資料2)」にて、系統増強を希望しない電源や増強費用なく系統接続が可能であった電源に対して費用負担を求めることは適当ではなく、これら電源に対しては系統増強の費用負担は求めないものとする旨の整理がされました。</p> <p>また、当該整理を踏まえて、「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針(資源エネルギー庁)」のガイドラインに混雑緩和プロセスの費用負担の考え方が反映されております。</p>
11.	P. 5	1. 7 混雑緩和プロセスの留意事項	<p>「混雑緩和プロセスにより増強を行った系統において、系統混雑が緩和されたとしても、増強完了後の系統状況変化(需要の変化、他の電源の連系等)により、系統混雑の状況が変化する可能性がある。また、当該混雑緩和プロセスにより増強を行った系統において混雑に伴う出力制御を行う場合であっても、出力制御ルールにおける取扱いに変更はなく、当該混雑緩和プロセスに参加した電源が、参加しなかった電源より有利に取り扱われることはない。」</p> <p>とあるが、プロセスが公表されることにより増強可能性が公知となることで、増強費用を負担せずに増強見込み送電線連系を目論んで開発を進める事業者が多く出ることが考えられ、モラルのある事業者が損をするルールとなっている。プロセスに参加して費用負担した事業者に対して、その費用負担分の一部でも「費用を負担しないが連系する事業者」に対して接続工事負担金の一部として徴収して、返還するようなルールを時限措置としてでも作るべきではないか？</p>	<p>混雑緩和プロセスに参加しなかった電源が、混雑緩和プロセスにより増強を行った系統に接続されている場合、系統混雑緩和の恩恵を得られることも想定されるが費用負担は一切不要との理解で正しいでしょうか？</p>
12.	P. 5	1. 7 混雑緩和プロセスの留意事項	<p>混雑緩和プロセスに参加しなかった電源が、混雑緩和プロセスにより増強を行った系統に接続されている場合、系統混雑緩和の恩恵を得られることも想定されるが費用負担は一切不要との理解で正しいでしょうか？</p>	
13.	P. 5	1. 7 混雑緩和プロセスの留意事項	<p>工事対象区間内でプロセスに不参加の電源や後続で接続してくる電源(下位の配電系統含む)はフリーライドすることになり不公平が生じないか。プロセスに参加することへの何らかのインセンティブを供与しないと、誰もこの制度を使おうと思わないのではないか。</p>	

No.	ページ	章, 節, 項番号 又は別紙番号	ご意見・質問等	本機関回答
14.	P. 10	3. 2 事前照会の回答 (b)回答事項 表1	「事前照会の回答事項」について、事前照会の後に「増強希望区間調整」を実施する際の参考にするため、その時点において当該系統のノンファーム型接続の契約を有する電源数および総発電出力に関する情報も追加で提供いただきたい。	本機関の「広域系統整備委員会(第69回、資料2)」において、混雑緩和プロセスの事前照会については、接続検討料を伴わない簡易な方法で回答することが整理されております。事前照会の回答事項に関しては、無料の手続きであることを踏まえて、過度な情報提供(※)とならないように回答事項を整理しております。 ※資源エネルギー庁「系統情報公表の考え方」を基本とした情報 なお、検討料を支払い、申込みを行う概要検討の回答事項において、「負担可能上限額の最低値に関する情報」を提示することとなります(「プロセス参加資格を有する全事業者の最大受電電力の総和」に関連する情報が提示されます。)
15.	P. 11	4. 1 混雑緩和希望者による 概要検討の申込み (1)	事前照会の回答内容について内容の確認のため回答者との質疑が想定されるが、一般送配電事業者等は質問に対する回答に非常に時間を要することが多いため、「②事前照会の回答日から2ヶ月を経過した場合」の2か月は十分な期間ではないと考える。例えば、内容に関する質疑が完了してから2か月といった形にできないか? 過度な時間稼ぎを防ぐために、質問に関して回答から〇日、回答者は質問受領から〇日で回答、質疑は2往復といったルールを決めればよい。	既存の電源接続案件一括検討プロセスの手続き(期間など)に準じた内容で、本プロセスの具体的な手続きを整理しております。
16.	P. 15	5. 1 概要検討の実施	混雑緩和プロセスによる増強を一般送配電事業者及び配電事業者の設備更新と同調する場合などは、工事費の一部が一般負担となりますが、発電事業者の予見性向上のため、年度毎のローカル系統の設備更新予定を、現在一般送配電事業者が公表している供給計画と同等の粒度で公表頂きたい。	一般送配電事業者及び配電事業者が公表する情報は、「系統情報の公表の考え方(資源エネルギー庁)」のガイドラインに基づく対応が基本となります。 同ガイドラインに基づく対応において、「年度毎のローカル系統の設備更新予定」という点については、公表されるルールとはなっていない状況との認識ですが、資源エネルギー庁の審議会(系統ワーキンググループ)等においても、ローカル系統の情報公表等に関して継続した議論が実施されております。
17.	P. 15	5. 1 概要検討の実施	『混雑緩和プロセスにより増強を行う場合の費用負担は当該混雑緩和プロセスに参加する混雑緩和希望者等の特定負担を基本とする。』となっておりますが、基本的には $B/C > 1$ となれば増強される判断となる運用となっておりますので、 $B/C > 1$ となるような負担分を事業者側に負担させる仕組みにしてもらえないでしょうか。例えば B が 100、C が 200 であった場合($B/C=0.5$ の場合)、混雑緩和プロセスでの費用負担(事業者側負担)は 100 としてもらえないでしょうか。	混雑緩和プロセスの制度主旨や経緯についてはNo. 1回答の通りとなります。 制度主旨や経緯を踏まえて、混雑緩和プロセスにおける費用負担に関して、資源エネルギー庁の「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第52回、資料2)」において、混雑緩和プロセスによる系統増強費用は、増強を希望した発電事業者の負担を基本とする旨の整理がされました。 当該整理を踏まえて、「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針(資源エネルギー庁)」のガイドラインに混雑緩和プロセスの費用負担の考え方が反映されております。
18.	P. 17	5. 2 概要検討の回答 表2. 概要検討の回答 事項	概要検討の際に増強工事の概要が回答されるとのことですが、概要検討の時点において増強区間の設備増強の規模はどのような方法で定めるのか、具体的に教えて頂きたい。	公表資料の「1. 5 混雑緩和プロセスにおける増強工事について」及び、「別紙4 混雑緩和プロセスにおける増強工事の考え方」に記載しております。
19.	P. 19	6. 1 混雑緩和希望者による 混雑緩和プロセスの開始の申込み (3)(c)保証金の扱い	「混雑緩和系希望者」は、「混雑緩和希望者」の誤りと思われれます。	ご指摘の箇所について、修正いたします。

No.	ページ	章, 節, 項番号 又は別紙番号	ご意見・質問等	本機関回答
20.	P. 23	7. 追加混雑緩和希望者の募集	追加混雑緩和希望者としては、どのような者が考えられるか？プロセスとしては混雑緩和希望者が負担金低減のため通常は希望すると思われるが、追加混雑希望者として応募をしても系統上で混雑解消のために優先的に扱われることはないため、応募する者が現れることは考えにくい。	追加混雑緩和希望者(応募可能な事業者)は、公表資料7. 4(1)に記載の条件となります。追加混雑緩和希望者が複数応募することで、混雑緩和プロセス成立の蓋然性が高まることとなります。
21.	P.28	8. 1 募集結果を踏まえた工事費負担金の算定等	『増強対象区間を運用する一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者等の工事費負担金が当該混雑緩和希望者等の申告した負担可能上限額以下である場合は、当該混雑緩和希望者等が工事費負担金を負担可能として取り扱う。』となっておりますが、辞退者が生じるとプロセス成立が困難な方向に働くので、負担可能上限額を負担とする扱いとして良いのではないのでしょうか。実際のところ、出力制御ルールの取り扱いに差が生じないのであれば辞退者を設定する必要はないのではないのでしょうか。	ご意見いただいたような、負担可能上限を超過した場合でも辞退扱いとせずに負担可能上限額を負担するという制度とした場合、一部のプロセス参加者が低い負担可能上限額(負担可能上限額の最低値など)に留まり、他のプロセス参加者が大きな負担となる等、プロセス参加者間の費用負担の公平性が担保できない(kWに応じた費用負担とならない)という点も踏まえて、電源接続案件一括検討プロセスに準じた形で、負担可能上限額及び辞退扱いに関する取扱いを整理しております。
22.	P. 32	9. 1 契約申込みに対する検討(詳細検討)の開始	「当該一般送配電事業者又は配電事業者が必要とする期間」は原則6か月以内という認識だが、その旨明記いただきたい。	詳細検討の回答期限は原則6か月以内となりますが、現地調査を実施する場合など、原則6か月以内とならない場合において「混雑緩和希望者と合意した期間」の調整を実施することとなります。 「当該一般送配電事業者又は配電事業者が必要とする期間」とは、当該「混雑緩和希望者と合意した期間」の調整において、一般送配電事業者又は配電事業者が提示する期間となりますので、原則外(6か月以内とならない)の場合となります。
23.	P. 33	9. 2 契約申込みに対する検討(詳細検討)の実施(1)詳細検討の実施(共通)	概要説明資料P. 20によると、詳細検討においても増強工事の概要が回答されるとのことですが、混雑緩和希望者が多かった/少なかった場合は概要検討の際の設備増強規模を変更するようなケースも出てくるという認識で正しいでしょうか？	混雑緩和プロセスの制度主旨や経緯についてはNo. 1回答の通りとなります。 制度主旨や経緯を踏まえて、具体的な増強工事の選定に関する整理をしております。具体的には、公表資料の「1. 5 混雑緩和プロセスにおける増強工事について」及び、「別紙4 混雑緩和プロセスにおける増強工事の考え方」に基づき、B/C がより高い増強規模を選定することとなります。このため、混雑緩和希望者等の多寡に関わらず増強規模を選定し、概要検討において選定した増強規模を詳細検討においても回答することとなります。 なお、詳細検討においては、混雑緩和希望者等の連系点を考慮の上、増強対象区間において増強範囲の縮小可否を検討し、効率的な設備形成を毀損しないと判断できる場合には、増強範囲を縮小して検討を実施することとなります。 (公表資料 9. 2(1)参照)
24.	P. 36	10. 1 工事費負担金契約の締結(2)	工事費負担金の算出方法については「費用負担ガイドライン及び一般送配電事業者及び配電事業者の託送供給等約款に基づく」とあるが、保証金の金額算定に関して不明瞭な点があるため(保証金の算定に使用されるものは負担金上限額なのか？、等)、追記の上明確化していただきたい。	保証金の算出方法については、本機関の業務規程第96条の4に基づき、本機関のウェブサイトにて公表します。

No.	ページ	章, 節, 項番号 又は別紙番号	ご意見・質問等	本機関回答
25.	P. 40	12. 2 混雑緩和プロセス実施中のシステムアクセス業務について (1)	「混雑緩和プロセス実施中に、混雑緩和プロセスによるシステム増強を前提としない接続検討回答書を受領したシステム連系希望者から契約申込みを受領した場合で、混雑緩和プロセスが成立となることで、当該接続検討の回答内容が変更となる場合は、当該契約申込みを受け付けない。」とあるが、この場合は接続検討からのやり直しとなり当該申込者への影響が大きい。混雑緩和プロセスの開始公表後、すでに受領済みの接続検討回答書がこれに該当するか否か、問い合わせることができるようにしていただきたい。	本機関の「広域システム整備委員会(第69回、資料2)」における、混雑緩和プロセスの開始が他のシステムアクセス業務へ与える影響に対する議論経緯を踏まえて整理を行っております。 接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合は、再度の接続検討が必要となる場合があります(送配電等業務指針 第89条第1項第三号)が、混雑緩和プロセスにおいては、プロセス開始申込みの受付時点をもって、当該以降に受け付けるシステムアクセス業務において、同プロセスによるシステム増強が行われるものとして取り扱うこととなります(送配電等業務指針第131条の16第3項)。 混雑緩和プロセスが成立となることで、「再度の接続検討が必要となる場合」に該当するかどうかについては、契約申込みの手続きの際に一般送配電事業者等へご確認いただくこととなります。
26.	P. 40	12. 2 混雑緩和プロセス実施中のシステムアクセス業務について (1)	「一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和プロセス実施中に、混雑緩和プロセスによるシステム増強を前提とした接続検討回答書を受領したシステム連系希望者から契約申込みを受け付けた場合で、混雑緩和プロセスの成否によって契約申込みに対する回答内容が変更となる場合は、混雑緩和プロセスの動向を踏まえた回答が可能となるまで、当該契約申込みに対する回答を保留する。」 とあるが、回答保留の期日を明記いただきたい。	混雑緩和プロセスの進捗と、システム連系希望者の申込みタイミングによって保留期間は変動します。そのため、具体的な保留期間ではなく「混雑緩和プロセスの動向を踏まえた回答が可能となるまで」としております。 なお、本機関の「広域システム整備委員会(第69回、資料2)」における、混雑緩和プロセスの開始が他のシステムアクセス業務へ与える影響に対する議論経緯を踏まえて整理を行っております。
27.	P. 40	12. 2 混雑緩和プロセス実施中のシステムアクセス業務について (2)	混雑緩和プロセスの開始前に、システム連系希望者から接続検討申込みを受け付けた場合で、当該接続検討の回答を行う前に当該システム連系希望者の連系先となるシステムで混雑緩和プロセスが開始されたときは、自動的に混雑緩和プロセスによるシステム増強が行われることを前提とせずに検討を行うのではなく、当該申込者へ意向を確認するようにしていただきたい。また、意向確認の結果、接続検討申込みを取り止める場合や出し直す場合には、検討料を返還いただきたい。	本機関の「広域システム整備委員会(第69回、資料2)」における、混雑緩和プロセスの開始が他のシステムアクセス業務へ与える影響に対する議論経緯を踏まえて整理を行っております。 混雑緩和プロセスにおいては、プロセス開始申込みの受付時点をもって、当該以降に受け付けるシステムアクセス業務において、同プロセスによるシステム増強が行われるものとして取り扱います(送配電等業務指針第131条の16第3項)。そのため、混雑緩和プロセス開始前に受け付けた申込みについては、混雑緩和プロセスを前提としない検討が原則となります。
28.	P. 41	12. 4 工事完了後の工事費負担金及び補償金の精算について (2)	「(特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は、変電所相互間を連絡する電線路を除く。)」とあるが、何を指しているのか分かりません。補足いただくか、図等で示していただきたい。	記載内容について一部見直しました。設備の使用開始後3年経過するまでの間に、新たに当該設備を利用するシステム連系希望者があった場合の取扱い(精算)については、一般送配電事業者及び配電事業者の託送供給等約款に基づく対応となります。 具体的な取扱いについては一般送配電事業者及び配電事業者の託送供給等約款をご確認願います。
29.	別紙1	別紙1 混雑緩和プロセスの標準的なフロー	「概要検討」後に1か月の「事業性判断・開始申込み」の期間が計画されている。混雑緩和プロセス解消による事業性判断は、社内外の専門家と共に実施する必要があると考えられ、かつ、概要検討に示された増強される設備内容により期待される緩和の程度をもとに、事業性判断を行う必要がある。 そのため、1か月以内での事業性判断が難しく、2か月とすることを提案したい。 電源接続案件一括検討プロセスを実施した際は、20営業日つまりおよそ1か月の事業性判断期間が設けられていたが、混雑緩和の期待値を算出する手順を踏むため、より長い要するものとする。	増強内容や運用容量の増加量については、事前照会回答時にも情報として提供されるものとなっていることも踏まえて、概要検討後の事業性判断期間は電源接続案件一括検討プロセスと同程度の1か月で設定しております。

No.	ページ	章, 節, 項番号 又は別紙番号	ご意見・質問等	本機関回答
30.	別紙6	別紙6 負担可能上限額の最低値の考え方	<p>負担可能上限額の最低値の算定を事業者の連系容量(MW)をベースに決定するのは公平性に欠くため再検討願いたい。</p> <p>太陽光発電所は発電する時間帯は決まっており、同じ系統に連系しているものは日照に似た条件となることが多く、送電量(MWh)の観点から混雑緩和のメリットを享受しやすいが、風力やその他電源は時間帯よる発電の偏りが少なく、混雑緩和のメリット享受はより限定的であるため、一律連系容量で負担可能上限額の最低値を決定することは公平性を欠く。それによってプロセス参加者が減り、増強が限定されることで再エネ供給量の増加への寄与が限定されることを危惧する。</p> <p>もし、連系容量のみを計算に考慮することについての正当性を主張されるのであれば、その根拠を詳細に補足説明願う。</p>	<p>負担可能上限額の最低値は、本プロセス成立の蓋然性を高くする観点で設定しているもので、最終的な負担額を定めるものではございません。あくまでも最低値としての設定となります。現実的にはプロセス参加資格を有する全ての事業者が応募申込みを行わないことも想定されるため、実際には各申込者の事業性判断に基づき負担可能上限額(最低値以上の額)を提示していただくこととなります。</p>
31.	別紙6	別紙6 負担可能上限額の最低値の考え方	<p>混雑緩和プロセスには既設電源も参加できるが、既設電源と今後稼働する電源とでは稼働期間が異なるため、同じ土俵で負担可能上限額の最低値を決定することは公平性を欠くと考えられる。</p>	